



2月8日付  
申8号

# モニタリング本運用 疑問・問題点の解消を

## モニタリング装置本運用に関する申し入れ

1月29日、線路設備モニタリング装置の本運用開始の通達が各職場において掲示されました。同装置は昨年の団体交渉において、2020年の本運用開始として労使で確認してきましたが、新潟支社は「精度があがりエラーが少なくなっている」「現場社員から本運用を求める声があがっている」「現場は十分本運用できる状態にある」ことを理由として本運用を開始しました。

しかし、現場で働く社員からは本運用に対し多くの疑問、問題点があげられています。現場で働く社員が安心して業務を遂行できる環境を整えることは会社の責任であり、安全・安定輸送に必要不可欠です。

新潟地本は2月8日、申8号・モニタリング装置本運用に関する申し入れを新潟支社に提出しました。



### ■ 申8号 申し入れ項目 ■

1. モニタリング導入にあたり、取り扱う担当者が固定化しないよう現場教育を充実させること。
2. 材料モニタリングの「NG判定箇所」の判定処理は取り扱う担当者のみでの判断とせず、現場でのチェック体制を構築すること。
3. 材料モニタリングにおいて碎石、草等により「NG判定箇所」が発生した場合、現場負担増とならないようにすること。
4. 材料モニタリングの「NG判定箇所」の再判定する場合、判断基準を明確化すること。
5. 「冬期間」のアラートメールについては配信を行わないこと。
6. 今後トライアル実施線区においては、十分な検証が行われない限り本運用は行わないこと。また本運用するにあたり現場で混乱が生じない様に連携を確実にすること。

**現場で働く社員が安心して業務を遂行できる環境を整えよう！**